

# ミラ・クル・とっとり運動推進補助金

## スタートアップ型(スタート支援)の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出

3月6日から4月3日まで

※ 今後追加の募集を行う場合には改めてお知らせします。

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」で送信、  
又は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送信してください。

### 2. 交付決定通知到着(委員会を開催した日から原則14日以内)

\*交付申請の取下げは交付決定通知を受けた日から  
20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 → 着手届提出不要

### 4. 事業完了 → 完了届不要

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告書は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送信してください。

### ◎補助金の支払い

※概算払可能

#### 提出・問合せ先

○東部地域振興事務所東部振興課(鳥取市、岩美郡での活動に関すること)

鳥取市立川町6丁目176 電話:0857-20-3659 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp

○東部地域振興事務所八頭振興課(八頭町での活動に関すること)

八頭郡八頭町郡家100 電話: 0858-72-3880 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp

○中部総合事務所県民福祉局中部振興課(倉吉市、東伯郡での活動に関すること)

倉吉市東巖城町2 電話:0858-23-3177 電子メール:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

○西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること)

米子市糀町一丁目160 電話:0859-31-9606 電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

○日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡での活動に関すること)

日野郡日野町根雨140-1 電話:0859-72-2080 電子メール:hino-sinkou@pref.tottori.lg.jp

## 〔別紙1：ステップアップ支援〕

# ミラ・クル・とつとり運動推進補助金スタートアップ型 (ステップアップ支援)の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出

3月6日から4月3日まで

※ 今後追加の募集を行う場合には改めてお知らせします。

○交付申請は、「とつとり電子申請サービス」で送信、  
又は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送信してください。

## 2. 交付決定通知到着(委員会を開催した日から原則14日以内)

\* 交付申請の取下げは交付決定通知を受けた日から  
20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 → 着手届提出不要

## 4. 事業完了 → 完了届不要

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告書は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送信してください。

### ◎補助金の支払い

※概算払可能

#### 提出・問合せ先

○東部地域振興事務所東部振興課(鳥取市、岩美郡での活動に関すること)

鳥取市立川町6丁目176 電話:0857-20-3659 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp

○東部地域振興事務所八頭振興課(八頭町での活動に関すること)

八頭郡八頭町郡家100 電話: 0858-72-3880 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp

○中部総合事務所県民福祉局中部振興課(倉吉市、東伯郡での活動に関すること)

倉吉市東巖城町2 電話:0858-23-3177 電子メール:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

○西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること)

米子市糀町一丁目160 電話:0859-31-9606 電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

○日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡での活動に関すること)

日野郡日野町根雨140-1 電話:0859-72-2080 電子メール:hino-sinkou@pref.tottori.lg.jp

# ミラ・クル・とっとり運動推進補助金 (若者トライ型)の事務手続きについて

## 1. 交付申請書提出 3月6日から4月3日まで

※ 今後追加の募集を行う場合には改めてお知らせします。

- 申請書は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送付してください。  
※電子メールで3Mb以上のデータを送信する場合は、事前連絡をお願いします。

## 2. 交付決定通知到着

- \* 交付申請の取り下げは交付決定通知を受けた日から  
20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 → 着手届提出不要

## 4. 事業完了 → 完了届不要

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

- 実績報告書は、下記提出先に郵送、持参又は電子メールで送付してください。  
※電子メールで3Mb以上のデータを送信する場合は、事前連絡をお願いします。

### ◎補助金の支払い

※概算払可能

#### 提出・問合せ先

- 東部地域振興事務所東部振興課(鳥取市、岩美郡での活動に関すること)  
鳥取市立川町6丁目176 電話:0857-20-3659 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp
- 東部地域振興事務所八頭振興課(八頭町での活動に関すること)  
八頭郡八頭町郡家100 電話: 0858-72-3880 電子メール:toubu-sinkou@pref.tottori.lg.jp
- 中部総合事務所県民福祉局中部振興課(倉吉市、東伯郡での活動に関すること)  
倉吉市東巣城町2 電話:0858-23-3177 電子メール:chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 西部総合事務所県民福祉局西部振興課(米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること)  
米子市糀町一丁目160 電話:0859-31-9606 電子メール:seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp
- 日野振興センター日野振興局地域振興課(日野郡での活動に関すること)  
日野郡日野町根雨140-1 電話:0859-72-2080 電子メール:hino-sinkou@pref.tottori.lg.jp